

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の 一部を改正する省令案について

1. 背景

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「法」という。）については、土地の公的利用と私的財産権の均衡の観点から、令和元年 6 月の施行時より省令において慎重な手続が定められており、例えば、土地所有者等に関する情報提供請求や裁定申請等の手続において多数の書面の提出を求めている。

法の施行から約 7 年が経過し、手続の一部が煩雑であることが申請等を行う者の負担となっており、その簡略化が求められているところ、制度を活用する者（制度を活用して事業を行う事業者、市町村等）から寄せられている手続上の改善要望等を踏まえ、私的財産権との均衡上相当な範囲で、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成 30 年国土交通省令第 83 号。以下「規則」という。）の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（手続上の改善）

（1）裁定申請において提出が求められる書類の簡略化について（規則第 39 条関係）

収用適格事業について特定所有者不明土地を収用し又は使用するときは都道府県知事への裁定申請において、起業地を表示する図面として縮尺五万分の一以上の一般図の提出を添付する必要があるが、この現行の制度は申請書類を作成する届出者及び記載内容の確認や届出者への修正指示等を行う地方公共団体の過大な事務負担となっている。また、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）においては令和 3 年の地方分権提案によって土地売買等の届出書に添付する縮尺五万分の一以上の地形図を省略としたことも踏まえ、都道府県知事が必要がないと認める場合にあっては添付を要しないこととする。

（2）法に基づいて土地所有者等関連情報の提供を請求する場合に際し、要件を満たす場合の提出書類の省略化について（規則第 55 条、第 56 条及び第 57 条関係）

地域福利増進事業等の実施の準備のため土地所有者等関連情報の利用及び提供をする場合は情報提供請求書やその添付書類を用意する必要があるが、それらの一部は同一の地域福利増進事業等について異なる情報の提供を請求することによって繰り返し提出されることになるため、内容に変更が無い限り、再度提出されたものは実施予定地が存する市町村等の情報提供担当部局が既に把握しているものである。そのため、土地所有者等関連情報を請求した者が、1 年以内に同様の請求をする場合に、情報提供請求書や添付書類等の内容に変更がないときは、それらの記載や提出の省略を可能とする。

（その他所要の改正）

（3）土地の所有者と思料される者が記録されている書類に係る表現の適正化について（規則第 2 条関係）

所有者不明土地に該当するか否かを判断するためには、当該土地所有者と思料される者が記録された書類を備えると思料される市町村の長等に対して提供を求めることが必

要とされており、当該土地所有者と思料される者が法人である場合には当該法人の登記簿が対象となっている。当該法人が地方自治法に規定する認可地縁団体であるときに地方自治法施行規則で定める台帳が対象となっている（規則第2条第1項第2号）一方で、同条第2項第2号では登記名義人が解散等している場合については、法人登記等についての記載はあるものの、所有者と思料される者が認可地縁団体である場合の規定がされていない。登記名義人が解散等している場合についても、こうした書類の提供を求めることが必要と考えられることから、その場合についても台帳を対象とすることとする。

（4）法に基づく公示方法をウェブサイトとする表現の適正化について（規則第6条、第21条、第27条、第30条、第31条、第40条、第46条及び第48条関係）

地域福利増進事業の裁定等の公告について官報等の公報への掲載のほか、インターネットの利用その他適切な方法により行う必要があるところ、公告の手段として「インターネットの利用」と規定されているものについては、「ウェブサイトへの掲載」と表現を明確化する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和7年9月30日